

総合評価落札方式の改善(案)

平成24年2月28日

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 資料より

平成24年4月13日

総合評価落札方式の課題

一般競争の拡大、投資減少に伴う競争圧力の増大による公共工事の品質に対する懸念

民間の技術力活用による効率的な事業執行の必要性

品確法の成立、総合評価落札方式の適用拡大

競争参加者の増加

技術提案を
求める工事
の拡大

透明性確保
のための技
術提案採否
の通知

高度技術提案型の
低い適用率

手持ち工事量や
地域貢献の評
価要望による評
価項目の複雑
化

技術提案・審査に係る
競争参加者・発注者の負担増

民間の技術力活用
の理念からのかい離

品質確保の理念
からのかい離

技術的な対応を図ってきたものの、根本的な解決に至らず、
競争参加者・発注者の負担増、総合評価の理念（品質確保、民間の技術力活用）からのかい離

基本に立ち返った議論が必要

総合評価落札方式改善の方針(案)

総合評価落札方式の課題

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 閣議決定 抜粋

○公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して**価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要**である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、**落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則**である。



総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

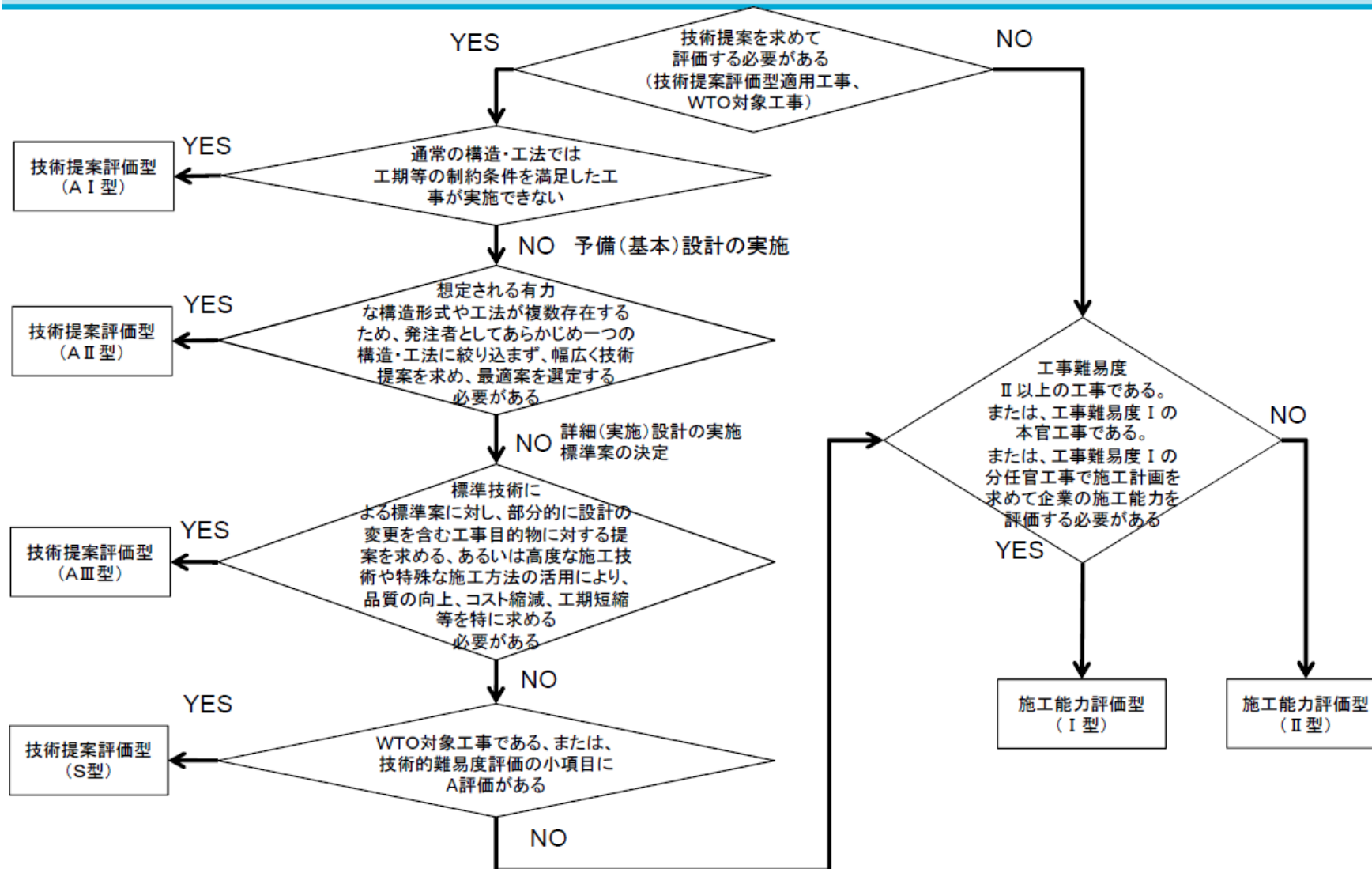
- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式適用の見直し(二極化)(案)

		簡易型	標準型	高度技術提案型						
現状	提案内容	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</td> <td>有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合</td> <td>通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合</td> </tr> <tr> <td>高度な施工技術等に係る提案</td> <td>施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案</td> <td></td> </tr> </table>	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合							
	高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案								
	評価方法	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	点数化して評価						
ヒアリング			必要に応じ実施							
予定価格		設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成							
		II型	I型	III型 II型 I型						
		← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →						
見直し案	提案内容	<table border="1"> <tr> <td>企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事</td> <td>企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事</td> </tr> </table>	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	技術提案評価型(仮称)					
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事								
	評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	点数化						
	ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	必須						
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	必須※2							
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成						
		II型	I型	S型	A III型 A II型 A I型					

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価落札方式のタイプ選定フロー(案)



総合評価落札方式の方式選定基準(案)

	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	S型		A型
			右記以外	WTO対象	
ヒアリング	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用	必須※1	必須
段階選抜	適用しない	ヒアリングの適用に際し、競争参加者を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	必須※2	必須※2

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する

※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価落札方式の見直し(案)

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		II型	I型	S型	AIII型	A I型、A II型
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	A I: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 A II: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・可・不可の二段階で評価	・点数化して評価	・点数化して評価	
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・WTOは必須とし、その他は必要に応じ	・必須	
	段階選抜	・実施しない	・ヒアリング適用に際し、必要に応じ	・WTOは必須とし、その他は必要に応じ	・必須	
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成		・技術提案に基づき予定価格を作成
評価イメージ			<p>企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</p>  <p>※は必要に応じて実施</p>	<p>企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</p>  <p>※WTOは必須、その他は必要に応じて実施</p>	<p>企業・技術者の能力等と簡易な技術提案により絞り込み(3~5者程度)</p> 	
	<p>【除算方式*】総合評価値＝</p> $\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」}}{\text{入札金額}}$		<p>【除算方式*】総合評価値＝</p> $100 + \frac{\text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}$ <p>技術者の能力等と技術提案の得点にはヒアリングの結果等を反映。</p>	<p>【除算方式*】総合評価値＝</p> $100 + \frac{\text{技術評価点(「技術提案」の得点)}}{\text{入札金額}}$ <p>「企業・技術者の能力等」は1次選抜時のみ評価。</p>		
	評価方法					

* 現在、総合評価について除算方式で実施しているが、加算方式について検討が必要

総合評価落札方式の見直し(案)

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		II型	I型	S型	AIII型	AI型、AII型※
具体例	築堤工	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち土量10,000m³未満で特に困難な条件がない工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち堤防高さ5m以上で土量10,000m³以上の工事 II型の工事のうち延長が200m以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち土量30,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤と樋門、樋管を一体的に施工する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模水害対策等で関係機関等と一体的に整備する必要のある場合
	道路土工	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち盛土高10m未満で土量50,000m³未満の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち盛土高10m以上で土量50,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち土量150,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工と橋梁等の構造物を一体的に施工する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域整備計画と一体的に整備する必要のある場合
	橋梁	—	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部のうち、構造形式として、単純鈹桁橋で最大支間長が25m未満の製作・架設工事 PC工事のうち構造形式が、単純桁の床版橋の架設工事 PC工事のうち、プレテンションの購入桁の架設工事 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部のうち、構造形式が単純鈹桁橋以外の製作・架設工事 PC工事のうち、構造形式が連結桁、かつ床版橋以外の架設工事 	<ul style="list-style-type: none"> 構造形式として新形式、複合構造、斜張橋、吊橋、トラス橋、アーチ橋等の特殊構造が想定される場合 架設工法としてトラッククレーンベント工法以外の工法(例えば、送出し工法、横取り工法、ケーブルエレクション等)が想定される場合 保全工事のうち難易度の高いもの(大規模な桁本体の補強・取替、特殊構造物の補強等)(詳細設計付で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法と当該施工方法に合致した目的物が必要な場合 PC、メタルの両形式を容認する規模の橋梁等
	トンネル	山岳 シールド等	—	<ul style="list-style-type: none"> NATM工法で掘削区分がA~C、内空断面積が45m²未満かつトンネル延長が、300m未満の工事 	<ul style="list-style-type: none"> NATM工法で内空断面積が45m²以上かつトンネル延長が、300m以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地山条件(膨張性、未固結、大量湧水、有毒ガス、高地熱等)や施工条件(低・大土被、偏圧、近接施工)の工事
		—	<ul style="list-style-type: none"> 施工条件が特殊でなく小口径の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 施工条件が特殊でなく大口径の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 長距離、超大断面、大深度、急速施工を要する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 非開削での切開きや分岐が必要な工事

※A I : 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合

A II : 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合

技術評価点の配点方針(案)

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
- ・このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点を上限とする。

<配点割合>

施工能力評価型

総合評価対象 40(30)		
段階選抜対象 40(30)		
施工計画※	企業の能力等※ 20(15)	技術者の能力等 20(15)

※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。

技術提案 評価型(S型)

総合評価対象60(50)		
段階選抜対象 30(20/30)		
技術提案※ 30(20/30)	企業の能力等※ 15(10/15)	技術者の能力等 15(10/15)

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(WTO対象の場合設定しない。)

※ WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。なお、WTOの配点は別途設定する。

技術提案 評価型(A型)

総合評価対象70(50)		段階選抜対象 40/60	
技術提案 70(50)	簡易な技術提案※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※ 簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

<企業・技術者の能力等>

- ・企業的能力等の評価項目は、提案企業の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該企業の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・技術者の能力等の評価項目は、当該技術者の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。

<地域精通度・貢献度等>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、災害協定の有無・災害活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目について必要に応じて設定し、企業的能力等の中で評価する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しない。

<基本事項>

①求める内容

- ・施工計画について提出を求める。
- ・特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。または、これに代えて、環境対策等特に配慮すべき事項について記述を求める。
- ・また必要に応じて、記述に当たっての視点等を明示し、それらについて記述を求めることとする。
- ・記述量はA4・1～2枚を基本とする。

②評価基準

- ・記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記載がない場合も不可とする。

<基本事項>

①指定テーマ数

・施工上の特定の課題等に関する施工上の工夫等について、工事内容に応じ、1～2テーマ設定する。

②指定テーマに対する技術提案

・各テーマ毎に最大5つを基本とする。

・提案数を越えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。

・記述量は、1指定テーマにつきA4・1～2枚程度を基本とする。

<テーマ設定例>

例1)「セメント・コンクリート舗装(車道部)の品質・耐久性向上に関する施工計画」に対する施工計画

・塩害・凍結融解・中性化等の劣化を防ぎ、セメント・コンクリート舗装の耐久性及び走行安全性の向上を図るために、セメント・コンクリート舗装の緻密性、平坦性等を向上させる手段に着目し、下記の(i)～(v)の5つの観点について提案を求める。

(i)コンクリートの配合に関する工夫

(ii)コンクリートの運搬又は敷均し又は締固めのいずれかに関する工夫

(iii)養生に関する工夫

(iv)仕上げ又は平坦性の確保のいずれかに関する工夫

(v)上記(i)～(iv)の視点以外で品質・耐久性を向上させる工夫

例2)「周辺環境対策の工夫とその効果」に対する技術提案

・施工箇所周辺は、民家に近接しており、切土及び盛土の施工にあたっては騒音・振動・粉塵の環境に配慮して施工することが重要である。このため、この趣旨に着目した提案を求める。

<技術提案評価型S型>

- ・提案ごとに、例えば、優／良／可で評価する。
- ・なお、4段階以上で評価することもできるものとする。
- ・技術提案の加算点は、提案ごとの点数を合計して求めるものとする。

<技術提案評価型A型>

- ・民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。
- ・ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

ヒアリングの考え方(案)

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
適用の有無	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用 ※WTO対象工事については必須	必須
目的		<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の監理能力の評価 配置予定技術者の施工計画に対する理解度の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の監理能力の評価 配置予定技術者の技術提案に対する理解度の確認 	技術対話
対象者		配置予定技術者	配置予定技術者	技術提案の内容を十分理解し、説明できる者
視点		<ul style="list-style-type: none"> 監理能力 施工計画の適切性 	<ul style="list-style-type: none"> 監理能力 技術提案に対する理解度 	技術提案に対する発注者の理解度の向上
評価方法		<ul style="list-style-type: none"> 監理能力の評価は3段階評価とし、評価結果に応じて技術者の過去の同種工事实績の評価点に係数をかけることとする 施工計画の適切性は2段階評価とし、可の場合標準点を付与し、不可の場合失格とする 	<ul style="list-style-type: none"> 監理能力の評価及び技術提案に対する理解度に関するヒアリング各々について、3段階評価とし、評価結果に応じて各々、技術者の過去の同種工事实績、技術提案の評価点に係数をかけることとする 	ヒアリング自体の評価は行わない(技術提案を評価)

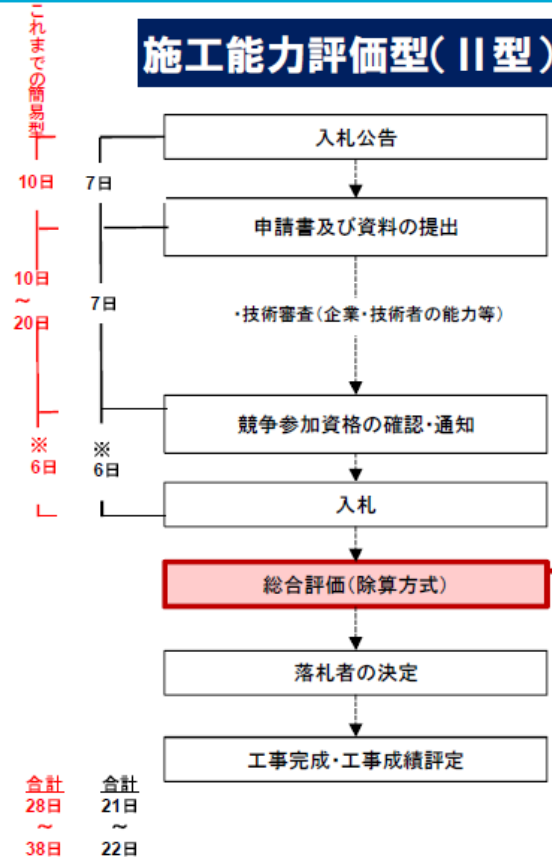
技術者ヒアリングの評価基準(案)

ヒアリング内容	評価の視点	評価基準	係数	
同種工事実績 (共通)	(役割) ・監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる (工程管理) ・工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる (品質管理) ・品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる (安全管理) ・安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる (関係者との調整) ・調整すべき関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる (同種実績と当該工事との関係) ・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。	十分な監理能力が確認できる ○左記のすべてについて当てはまる	×1.0	技術者の同種工事実績に左記の係数を掛ける ※1
		一定の監理能力が期待できる ○左記の、少なくとも2つ以上に当てはまる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる	×0.5	
		上記以外		
		×0.0		
施工計画 (施工能力評価型I型)	(施工上配慮すべき事項の適切性) ・施工計画に対し、現場条件を踏まえて配慮すべき事項が適切かどうかを判断する	施工上配慮すべき事項が適切である	可	可か不可で評価
		上記以外	不可	
技術提案 (技術提案評価型S型)	(技術提案の理解度) ・技術提案の内容 ・技術提案の効果 (施工上配慮すべき事項の適切性) ・技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 -工程管理 -品質管理 -安全管理 -関係者との調整	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切である ○左記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる	×1.0	技術提案の評価点に左記の係数を掛ける ※2
		技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である ○左記について、一般的に説明できる ※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる	×0.5	
		上記以外	×0.0	

※1)複数の同種工事実績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける

※2)技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける

評価項目と評価基準—施工能力評価型II型(例)



評価項目		評価基準	配点		
①企業の 能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
表彰 *同じ工種区分の工事に関わ らず過去2年間の表彰を対象	表彰あり	4点	4点		
	表彰なし	0点			
②技術者の 能力等	過去15年間 の同種工事 実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主 任)技術者として従事	8点	20点
			より同種性の高い工事において、現場代理 人あるいは担当技術者として従事、または、 同種性が認められる工事において、監理(主 任)技術者として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、現場代 理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
表彰 *同じ工種区分の工事に関わ らず過去4年間の表彰を対象	表彰あり	4点	4点		
	表彰なし	0点			

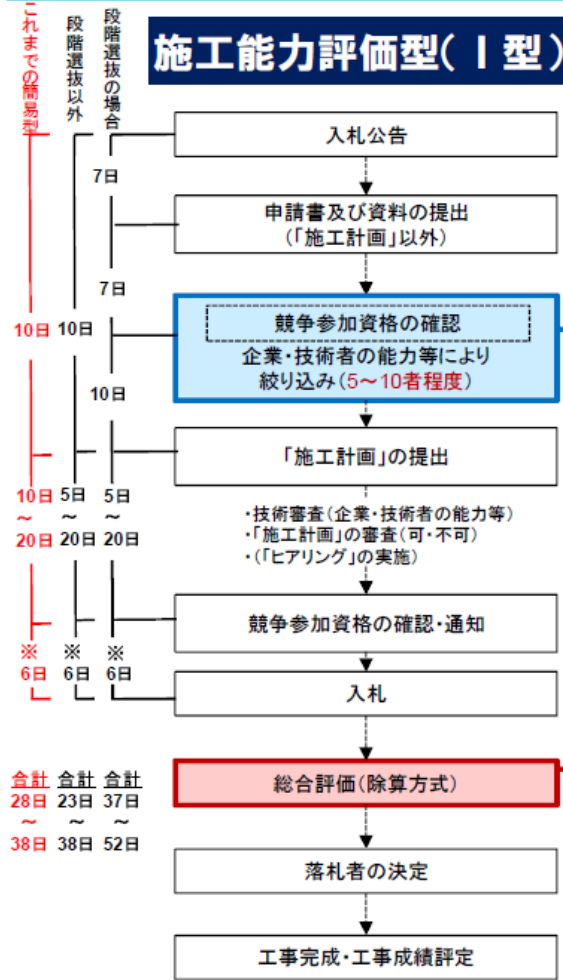
※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事

※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

■加算点=①+②

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

評価項目と評価基準—施工能力評価型 I 型(例)



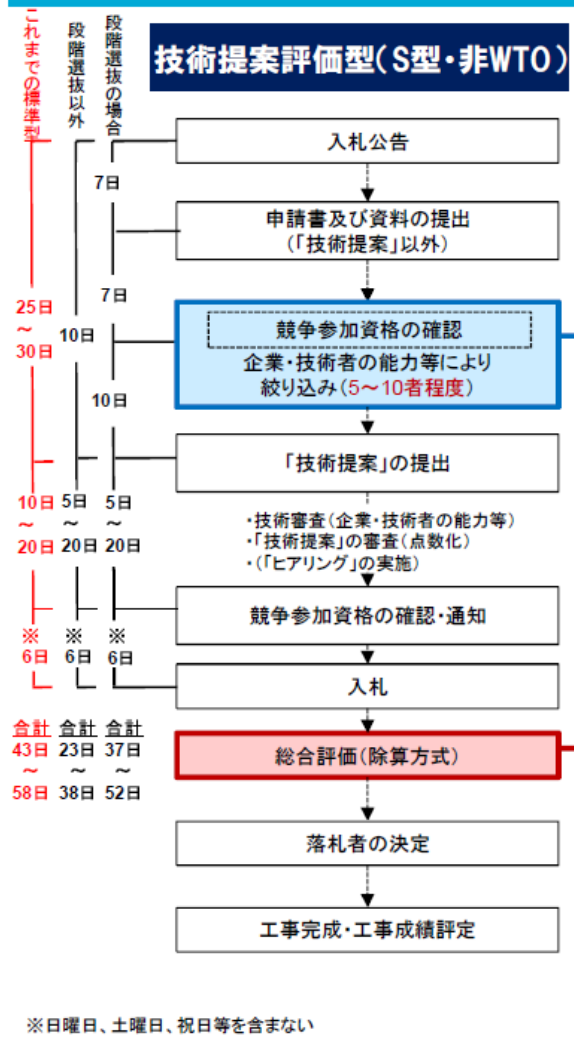
評価項目		評価基準	配点	
企業の能力等	①過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点	
		80点以上	8点	20点
②同じ工種区分の2年間の平均成績	75点以上80点未満	5点		
	70点以上75点未満	2点		
	70点未満	0点		
表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去2年間を対象)	表彰あり	4点	4点	
	表彰なし	0点		
技術者の能力等	④過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	20点
		より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点	
同種性・立場	⑤同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上	8点	8点
		75点以上80点未満	5点	
		70点以上75点未満	2点	
70点未満	0点			
表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去4年間を対象)	表彰あり	4点	4点	
	表彰なし	0点		
総合評価	⑦施工計画	施工計画が適切に記載されてる	可	不可の場合失格
		施工計画が不適切である	不可	
ヒアリング	⑧監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	④の点数に乗じる
		一定の監理能力が期待できる	×0.5	
		上記以外	×0.0	
⑨施工計画	施工計画の説明が適切である	可	不可の場合、⑦の評価結果に関わらず失格	
	施工計画の説明が不適切である	不可		

※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
 ※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

■加算点=(1+2+3)+(4×8+5+6)

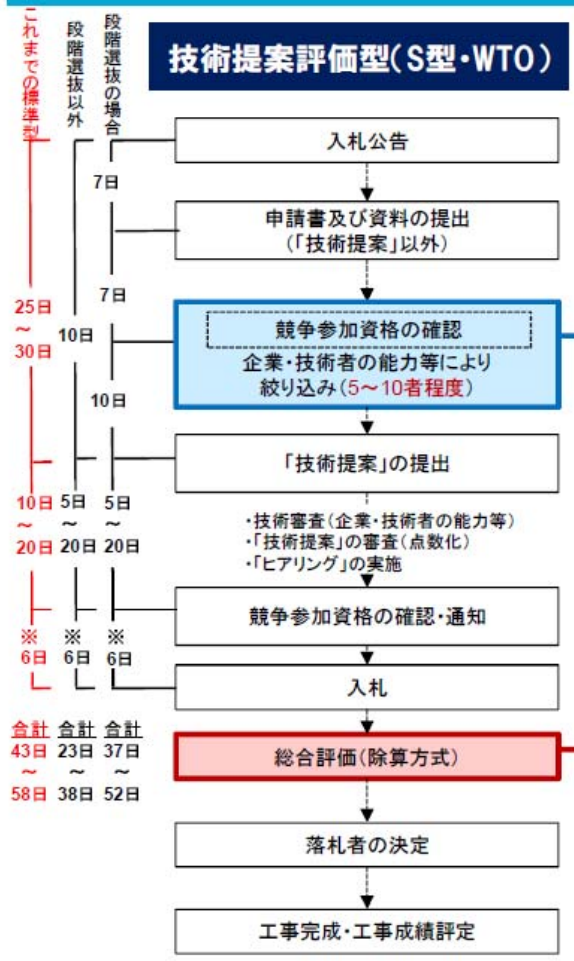
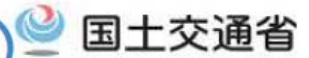
評価項目と評価基準—技術提案評価型S型・非WTO(例) 国土交通省



評価項目		評価基準	配点		
企業の能力等	①過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	②同じ工種区分の2年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	8点 5点 2点 0点	8点	
技術者の能力等	③表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去2年間を対象)	表彰あり	4点	4点	
		表彰なし	0点		
	④過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	20点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	
	同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点			
	⑤同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	8点 5点 2点 0点	8点	
⑥表彰(同じ工種区分の工事に関わらず過去4年間を対象)	表彰あり	4点	4点		
	表彰なし	0点			
⑦技術提案		高い効果が期待できる 効果が期待できる 一般的事項のみの記載となっている	6点 3点 0点	6点 (×5提案)	30点
ヒアリング	⑧監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	④の同種工事実績の点数に乗じる	
		一定の監理能力が期待できる	×0.5		
		上記以外	×0.0		
⑨技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している	×1.0	⑦の点数に乗じる		
	提案を理解している 上記以外	×0.5 ×0.0			

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
 ※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事
■加算点=(1+2+3)+(4×8+5+6)+(7×9)

評価項目と評価基準—技術提案評価型S型・WTO（例）



※日曜日、土曜日、祝日等を含まない

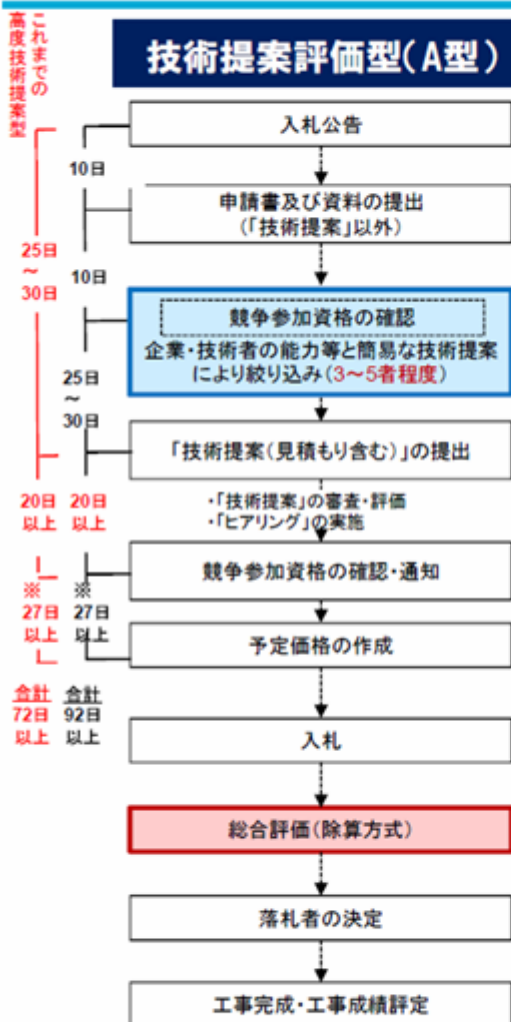
段階選抜	評価項目	評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性(※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	9点	15点
		発注者評価(※4)	同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点	
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績(最大3件)	同種性・立場(1件当たり)(※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	3点	9点 (3点×3件)
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	1点	
		発注者評価(1件当たり)	高評価	2点	6点 (2点×3件)
			平均的評価	1点	
		低評価	0点		

- ※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる
- ※2: 実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
- ※3: 実績要件と同様の同種性が認められる工事
- ※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼
- ※5: 国土交通省直轄の成績評定の場合、78点以上
- ※6: 国土交通省直轄の成績評定の場合、74点以上78点未満
- ※7: 国土交通省直轄の成績評定の場合、74点未満

総合評価	評価項目	評価基準	配点	
③技術提案		高い効果が期待できる	8点	8点 (×5提案)
		効果が期待できる	4点	
		一般的事項のみの記載となっている	0点	
④ヒアリング	技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している	×1.0	③の点数に乗じる
		提案を理解している	×0.5	
		上記以外	×0.0	

■加算点=(③×④)

評価項目と評価基準—技術提案評価型A型（例）



段階選抜	評価項目	評価基準	配点		
①企業の 能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
表彰(同じ工種区分の工事に関 わらず過去2年間を対象)	表彰あり	4点	4点		
	表彰なし	0点			
②技術者 の能力等	過去15年間の 同種工事 実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任) 技術者として従事	8点	8点
			より同種性の高い工事において、現場代理人 あるいは担当技術者として従事、または、 同種性が認められる工事において、監理(主 任)技術者として従事	4点	
	同じ工種区分の 4年間の平均成績		同種性が認められる工事において、現場代理 人あるいは担当技術者として従事	0点	20点
			80点以上	8点	
			75点以上80点未満	5点	
表彰(同じ工種区分の工事に関 わらず過去4年間を対象)		表彰あり	4点	4点	
		表彰なし	0点		
③ 簡易な技術提案	施工上の課題に対する考え方等		40点		

※1:実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について更なる同種性が認められる工事
 ※2:実績要件と同様の同種性が認められる工事

総合評価	評価項目	評価基準	配点(係数)		
④技術提案の良否		施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる	最優	50点	50点
		施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	30点	
		施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	10点	
		不適切ではないが、一般事項のみの記載となっている	可	0点	
		技術提案が不適切である	不可	(欠格)	

※当該機関のうち、苦情
申し立て期間(7日)につい
ては日曜日、土曜日、祝
日等を含まない

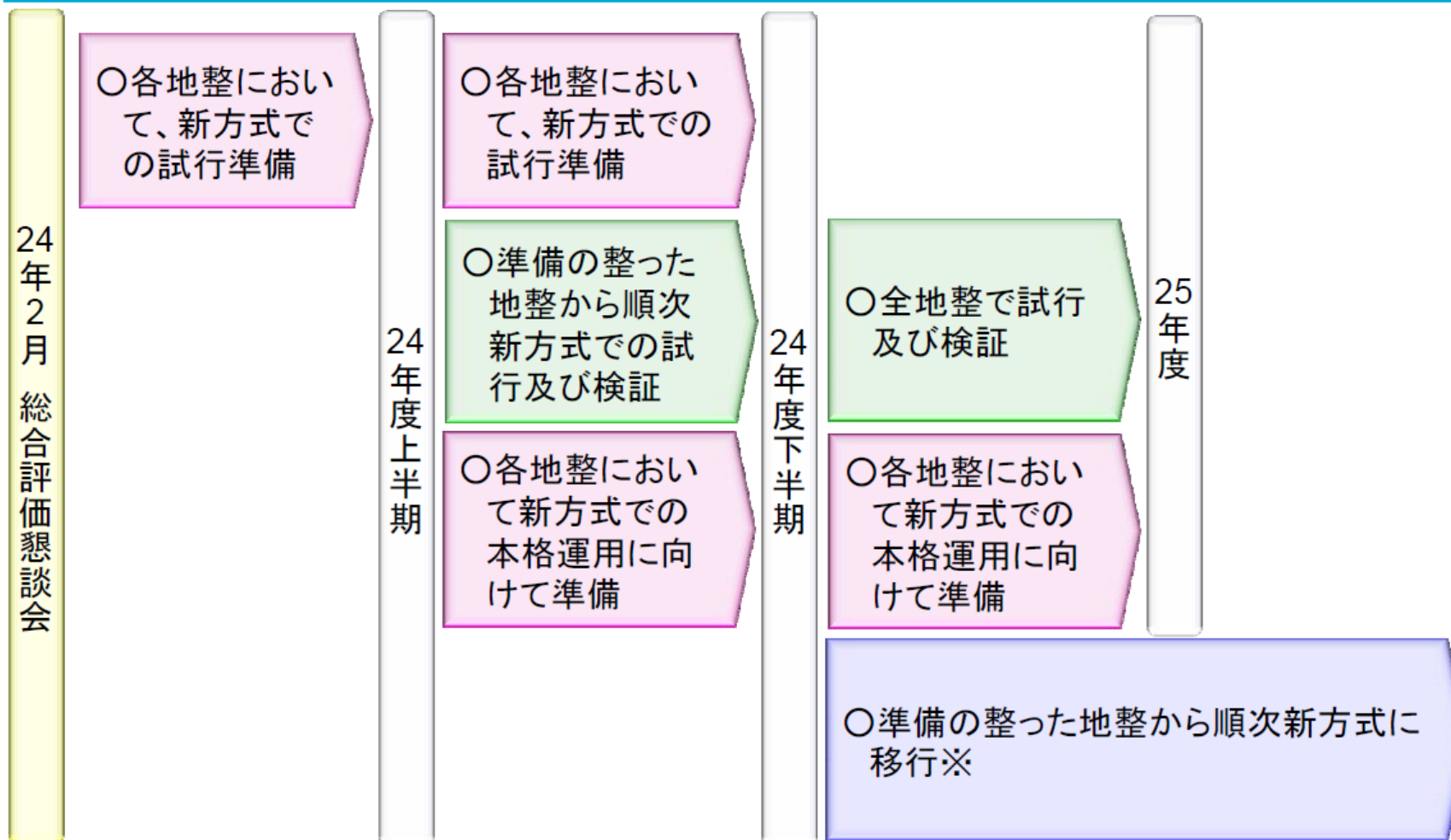
■技術評価点=④

競争参加資格要件と総合評価評価項目(案)

凡例 ○:必須 △:選択 ×:非設定

資格要件・評価項目		参加要件	段階選抜	総合評価	設定・評価の考え方
企業の能力等	実績	○	○	○	・過去15年間を対象とする。 ・工事難易度の低い工事の競争参加要件においては、工事量を設定しないこととし、総合評価で適宜評価する。 ・総合評価では、必要に応じ、複数実績を評価する。
	成績	○	○	○	・過去2年間の同じ工種区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・全国を対象とする。 ・過去2年間の実績がない場合は、適宜遡ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地整のみとすることも可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去2年間を対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
	関連分野での技術開発	×	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	△	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	
	その他	×	△	△	・都道府県発注工事の成績等を設定できるものとする。
技術者の能力等	実績	○	○	○	・企業の実績と同じ。
	成績	○	○	○	・過去4年間の同じ工種区分の平均成績とし、65点以上であることを参加要件とする。 ・全国を対象とする。 ・過去4年間の実績がない場合は、適宜遡ることができるものとする。 ・ただし、データベースの整備状況に応じ、当該地整のみとすることや、3件程度の平均とすることも可能とする。
	表彰	×	○	○	・過去4年間を対象とする。発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
	CPD	×	△	△	
	資格	○	△	△	
	その他	×	△	△	・都道府県発注工事の成績等を設定できるものとする。
	ヒアリング	×	△	△	・監理能力及び技術提案に対する理解度あるいは施工計画の適切性を評価する。
手持ち工事量		△	×	×	・総合評価では評価しない。 ・発注見込み件数等を考慮し、適宜設定する。
条件的	本支店営業所の所在地	○	△	△	
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	・要件として設定する場合、競争性を確保すること。
	監理技術者の近隣地域での実績	△	△	△	
通度地域精 度貢献	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	
	ボランティア活動等	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係しないものは総合評価で評価しない。
	その他	×	△	△	・社会資本整備・管理に関係のある項目を設定できるものとする。

スケジュール(案)



※) 段階選抜、WTOにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。
また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。
競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。

1. 競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件
及び総合評価の役割分担
2. 総合評価における評価項目の検討
3. 総合評価における配点の検討
4. 新方式による試行のフォローアップ
5. 段階選抜方式の検証
6. ヒアリングの検証
7. 総合評価ガイドライン等の改定